管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年１２月８日

柴田町長　　滝　口　　茂

柴田町規則第２０号

管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（管理職手当の支給に関する規則の一部改正）

第１条　管理職手当の支給に関する規則（昭和４５年柴田町規則第４号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>組織</th><th>職</th><th>職務の級</th><th>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る支給額（月額）</th><th>定年前再任用短時間勤務職員に係る支給額（月額）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育委員会</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）
柴田町図書館長
給食センター所長</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考　１～２　（略）
</td><td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>組織</th><th>職</th><th>職務の級</th><th>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る支給額（月額）</th><th>定年前再任用短時間勤務職員に係る支給額（月額）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育委員会</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）
柴田町図書館長
<u>第一幼稚園副園長</u>
給食センター所長</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考　１～２　（略）
</td></tr>
</table>

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第２条　初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和４６年柴田町規則第８号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表第１　級別職務分類表（第３条関係）
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>課長補佐、技術補佐、次長、保健師長、車庫長、給食センター所長、館長、副館長又は副参事の職務</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>課長、局長、事務局長、書記長（以下「課長等」という。）、危機管理監<u>、保育所長</u>又は参事の職務</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１　級別職務分類表（第３条関係）
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>課長補佐、技術補佐、次長、保健師長、車庫長、給食センター所長<u>、保育所長、園長</u>、館長<u>、副園長</u>、副館長又は副参事の職務</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>課長、局長、事務局長、書記長（以下「課長等」という。）、危機管理監又は参事の職務</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第３条　職員の給与の支給に関する規則（昭和４７年柴田町規則第１０号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第１４条の２関係）
<table>
<tr><th>組織</th><th>職</th><th>週休日等勤務支給額</th><th>平日深夜勤務支給額</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育委員会</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）
柴田町図書館長
給食センター所長</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
</td><td>
別表（第１４条の２関係）
<table>
<tr><th>組織</th><th>職</th><th>週休日等勤務支給額</th><th>平日深夜勤務支給額</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育委員会</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）
柴田町図書館長
<u>第一幼稚園副園長</u>
給食センター所長</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
</td></tr>
</table>

（柴田町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正）

第４条　柴田町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（平成１９年柴田町

規則第１８号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（委任） 第２条　教育委員会に、次に掲げる事務を委任する。 （１）～（２）　（略） （３）　（略） （４）　（略） （５）　（略） （６）　（略） （７）　（略） （８）　（略） ２　（略）	（委任） 第２条　教育委員会に、次に掲げる事務を委任する。 （１）～（２）　（略） （３）　柴田町立幼稚園授業料徴収条例（昭和５０年柴田町条例第１８号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する次の事務 ア　条例第５条第２項の規定による授業料の延滞金の免除 イ　条例第６条の規定による授業料の減免 （４）　（略） （５）　（略） （６）　（略） （７）　（略） （８）　（略） （９）　（略） ２　（略）

（柴田町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正）

第５条　柴田町会計年度任用職員の給与に関する規則（令和２年柴田町規則第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

別表（第３条関係）

職種別基準表

職種	基礎号俸		上限	
	職務の級	号俸	職務の級	号俸
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
保育士	（略）	（略）	（略）	（略）
児童厚生員	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改　正　前

別表（第３条関係）

職種別基準表

職種	基礎号俸		上限	
	職務の級	号俸	職務の級	号俸
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
保育士	（略）	（略）	（略）	（略）
幼稚園教諭	１	２５	１	２９
児童厚生員	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

保育士補助	（略）	（略）	（略）	（略）
児童厚生員補助	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

保育士補助	（略）	（略）	（略）	（略）
幼稚園教諭補助	１	１	１	５
児童厚生員補助	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する規則の一部改正）

第６条　独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する規則（令和２年柴田町規則第１６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（保護者負担金の額） 第３条　保護者負担金の額は、各年度につき、児童生徒等１人当たり、次の各号に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）～（２）　（略） （３）　（略）	（保護者負担金の額） 第３条　保護者負担金の額は、各年度につき、児童生徒等１人当たり、次の各号に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）～（２）　（略） **（３）　幼稚園　２１０円** （４）　（略）
（保護者負担金の免除） 第４条　保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、経済的理由により保護者負担金を免除することができる。 （１）～（２）　（略）	（保護者負担金の免除） 第４条　保護者**（幼稚園の幼児の保護者を除く。）**が、次の各号のいずれかに該当するときは、経済的理由により保護者負担金を免除することができる。 （１）～（２）　（略）

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。